

# パソコンの減価償却 計算方法まとめ



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。  
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。  
※当資料は、2026年1月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

# パソコンの減価償却 計算方法まとめ

## 【金額別・経理処理判定ガイド】

取得価額（1セットあたり）によって、選べる償却方法が異なります。

取得価額	処理方法	特徴・メリット
10万円未満	消耗品費	購入した年度に全額を経費計上できます。固定資産税の対象外です。
10万円以上 20万円未満	一括償却資産	3年間で均等に（1/3ずつ）償却します。固定資産税の対象外となるメリットがあります。
30万円未満 (特例)	少額減価償却資産	青色申告の中小企業等に限り、年間300万円まで即時償却（全額経費）できます。ただし固定資産税の申告対象になります。
30万円以上	通常の減価償却	法定耐用年数に基づき、毎年少しづつ費用化します。

※少額減価償却資産の特例適用期限は現行2026年（令和8年）3月31日までですが、令和8年度税制改正大綱において、取得価額要件を40万円未満（現行30万円未満）に引き上げた上で、適用期限をさらに3年延長することが予定されています。（2026年1月時点）

# パソコンの減価償却 計算方法まとめ

## パソコンの「法定耐用年数」

通常の減価償却を行う場合、以下の年数を使用します。

- ・サーバー用のパソコン：5年
- ・その他のパソコン：4年（デスクトップ、ノートPC、タブレット端末など）

※中古パソコンの場合 法定耐用年数ではなく、「見積法」または「簡便法」で計算します。

（例：法定耐用年数をすべて経過している場合は、法定耐用年数の20%＝2年で償却）

## 計算方法：定額法と定率法

減価償却費の計算方法は、個人と法人で原則が異なります。

- ・個人事業主：原則「定額法」

毎年同じ金額を償却します。届出をすれば定率法も選択可能です。

- ・法人：原則「定率法」

初年度に多く償却し、年々額が減っていきます。早期に費用化できるため節税効果が高い方法です。

# パソコンの減価償却 計算方法まとめ

## | 経理実務のポイント

- ・セット価格で判定：

本体とディスプレイ、キーボードなどをセットで購入し、一体として機能する場合は、合計額で判定します。

- ・消費税の扱い：

**税込経理の場合**：消費税込みの金額で判定（10万円未満かどうか等）

**税抜経理の場合**：消費税抜きの金額で判定

免税事業者は税込経理となるため、消費税込みで判定する必要があります。